

スプリンクラー設備の設置義務について

	病院 ※1		有床診療所 ※1、2	
	療養病床又は一般病床を有するもの (精神・感染症・結核病床を一部有するものを含む。)	精神・感染症・ 結核病床のみ	定義上、療養病床又は一般病床を有するもののみ	
			病床数が4床以上(19床以下)	3床以下
下記以外のもの	設置義務		設置義務	
夜間における見守り体制	対象外	対象外	対象外	
	夜間においても相当程度の患者の見守り体制 (13床当たり職員1名)を有する病院			
特定の13診療科名のみ※3	対象外		対象外	
施設構造(延焼抑制)	対象外		対象外	

※1 延べ面積3,000㎡未満のものが対象

※2 前年1日平均入院患者数が1名未満の診療所は含まない。

※3 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科

○ 3,000㎡以上の有床診療所については、病院と同様、原則としてスプリンクラー設備を設置(現行:6,000㎡以上)

(1) **病院**に係る設置対象の基本的考え方

① 設置対象**外**となる施設の要件

○ 火災の延焼を抑制する機能を備える構造を有する病院は、設置対象**外**

- ・ 一定面積ごとに、火災時に炎や煙を出さない壁・床で囲む防火区画を設定し、内装を燃えにくい材料(石膏ボード等)で仕上げた病院

○ 精神病床、感染症病床、結核病床のみを有する病院は、設置対象**外**

○ 以下のいずれかに該当するものは、設置対象**外** (療養・一般病床を有する病院)

- ・ 患者が避難困難でないと考えられる診療科のみの病院は、設置対象**外**

- ◇ 診療科名中に、皮膚科、歯科、産科等の13診療科名のみを有するもの
(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科)

- ・ 夜間においても相当程度の患者の監視体制を有する病院は、設置対象**外**

- ◇ 病床数13床当たり職員を1人以上勤務させる病院

- 急性期医療を担う充実した病院は、夜間でも火災に対応する十分な体制があると考えられるため、対象外とする。

② 上記以外の病院に限り、スプリンクラー設備の設置を義務付け

③ 水道連結型スプリンクラー設備について

延べ面積が1,000㎡を超える病院であっても、施設の特定部分(防火対策を講じたためスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分)を除いた床面積が1,000㎡を超えないものには、設置可。(ただし、特定部分は施設全体の半分の面積までとし、延べ面積2,000㎡未満の病院に限る。)

(2) 有床診療所に係る設置対象の基本的考え方

① 設置対象外となる施設の要件

○ 火災の延焼を抑制する機能を備える構造を有する診療所は、設置対象外

- ・ 一定面積ごとに、火災時に炎や煙を出さない壁・床で囲む防火区画を設定し、内装を燃えにくい材料(石膏ボード等)で仕上げた診療所

○ 3床以下の診療所は、大半が平均入院数1名未満のため、設置対象外

○ 前年1日平均入院患者数が1名未満の診療所は、設置対象外

※ 入院患者受入れを前提としているため、新築の場合には該当しない。

○ 患者が避難困難でないと考えられる診療科のみの診療所は、設置対象外

- ・ 診療科名中に、皮膚科、歯科、産科等の13診療科名のみを有する診療所
(産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科)

② 上記以外の有床診療所に限り、スプリンクラー設備の設置を義務付け

③ 水道連結型スプリンクラー設備について

延べ面積が1,000㎡を超える診療所であっても、施設の特定部分(防火対策を講じたためスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分)を除いた床面積が1,000㎡を超えないものには、設置可。(ただし、特定部分は施設全体の半分の面積までとし、延べ面積2,000㎡未満の診療所に限る。)

スプリンクラー設備の設置免除の対象について (1職員当たり13病床のイメージ)

1職員当たりの病床数	病院の病床数	設置免除の職員数
13床	60床	5名
	100床	8名

○ 設置免除の「職員数」に該当する職員の考え方

- ・「夜間における実職員数」における「職員」は、
医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士、診療放射線技師、
理学療法士・作業療法士、臨床検査技士、事務職員、その他(ボイラー技士など)など
病院に勤務している職員を対象

特に必要性の高い類型の病院・有床診療所 (前回検討部会資料)

参考

	病院		有床診療所	
	一般病床	療養病床	右記以外	夜間看護体制確保
下記以外のもの (内科・外科等)	対象外	設置義務	設置義務	対象外
		一定の構造を有しているもの等は、対象外		
8科目のみである もの※2	対象外	対象外	対象外	対象外

※1 精神病床・感染症病床・結核病床については別途検討

※2 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門科

○ 設置義務の経過措置

過去の例を参考に、新築に対する周知期間及び既存施設に対する猶予期間を設ける。

(参考)

新築に対する周知期間：最近の社会福祉施設の例で、公布から施行まで1年数ヶ月。

既存に対する猶予期間：昭和62年の改正時の例で、施行から既存施設への適用まで8年。